



平成 27 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 川西倉庫株式会社
代表者名 代表取締役社長 若松 康裕
(コード番号 9322 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役 福井 博
(TEL 078-671-7931)

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び株主を含めた全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を実現のために、経営の健全性、透明性、効率性、迅速性を常に意識し、取締役会及び監査役会を軸としてコーポレートガバナンスの充実を図っていく所存です。

当社におけるコーポレートガバナンス・コードに関する取り組みについて「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制定の理由

コーポレートガバナンス・コードの適用（平成 27 年 6 月 1 日適用）

上場企業は、上場規則により、コーポレートガバナンス・コードについて、“Comply or Explain”を求められています。

2. コーポレートガバナンスガイドラインについて

当社の「コーポレートガバナンスガイドライン」（別紙）は以下の項目で構成しております。コーポレートガバナンスガイドラインの制定・改正・廃止は、取締役会の決議を経て行います。

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 株主の権利・平等性の確保
- 第 3 章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 第 4 章 適切な情報開示と透明性の確保
- 第 5 章 取締役会等の責務
- 第 6 章 株主との対話

以 上

別紙

コーポレートガバナンスガイドライン

平成27年12月24日制定

川西倉庫株式会社

第1章 総則

当社の経営理念

当社の経営理念としては、物流の効率化を提案することにより、より高い物流品質をお客様に提供するとともに、利益力を高め経営基盤を強化することおよび常に地球環境に配慮しやさしい環境経営を考え、CSRを果たす企業を目指すこととしております。

基本方針としては以下の4点としております。

- 1.物流の効率化を提案し、より高い物流品質をお客様に提供する。
- 2.利益力を高め経営基盤を強化すると共に、2018年度に迎える当社設立100周年に向けて大きく飛躍する基盤をつくる。
- 3.お客様のグローバル化に対応し、特にアセアン地区での海外拠点の再構築を図る。
- 4.常に地球環境に配慮しやさしい環境経営を考え、CSRを果たす企業を目指す。

なお、そのための基本戦略といたしましては、物流品質の強化、経営基盤の強化、物流センター業務の拡充、およびグローバル物流の拡充をめざします。

これに基づき次に掲げる基本的な考えに沿って、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組みます。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客様、従業員、地域社会等、さまざまなステークホルダーとの関わりが、企業の持続的な発展に必要な不可欠であると認識し、当コーポレートガバナンスガイドラインを制定し、かつ、常にこれを見直すことにより、それぞれのステークホルダーとの適切な関係の構築・強化に努めます。

より良いコーポレートガバナンス態勢を構築することにより、会社の健全性を維持・確保しつつ、迅速・果敢な意思決定を通じた持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現をめざします。

第2章 株主の権利・平等性の確保

1. 株主の権利の確保

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行います。

株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話に対応します。

少数株主にも認められている権利について円滑に行使できる環境を整えます。

2. 株主総会における権利行使

株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行います。

株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じて適確に提供します。

招集通知の英訳版や議決権電子行使プラットフォームへの参加については、今後、株主構成や機関投資家の意見を勘案し検討します。

3. 資本政策の基本的な方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、事業活動を行っていくために十分な株主資本の水準を保持することを基本方針とします。

4. いわゆる政策保有株式

政策保有については、発行会社との取引関係強化により、当社グループ全体の業績に資するかどうかを総合的に判断して保有しており、定期的に見直しを行っております。

議決権の行使については、議案内容を精査し投資方針に照らして個別に判断したうえで、適切に議決権を行使します。

5. いわゆる買収防衛策

当社は、持続的な成長による企業価値の向上が重要な経営課題であると認識しており、現時点では買収防衛策を導入していません。

当社の株式が公開買付けに付された場合、取締役会としての考え方を速やかに開示します。

6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

7. 関連当事者間の取引

役員については、関連当事者間の取引の有無を確認するアンケートを每期実施しております。利益相反取引の有無については定期的に取り締役に報告がなされ、発生する場合には、取締役会にて内容を検討のうえ判断し、株主共同の利益を害することのないよう監視を行います。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定

当社は、経営理念を「利益の拡大伸長」と定めており、当社ホームページや（事業）報告書等で外部へも開示しています。

2. 会社の行動準則の策定・実践

当社は、コンプライアンス規程に基づき健全な事業活動倫理の徹底に取り組んでおります。

3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題

当社は、グリーン経営を通じ環境問題への取組に関し自主的、積極的に活動しています。また、太陽光発電設備の設置によりサステナビリティに貢献しております。

4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保

当社は、女性の採用・活用・活躍を経営課題の一つとしており、育児休業・産前産後休業の取得

等を推進しています。

5. 内部通報

当社は、コンプライアンス規程を制定し、内部通報に係る相談窓口を社内及び社外に設置しています。通報・相談内容に応じて、コンプライアンス委員会事務局にて調査・対応策を検討し、必要に応じて関連部署へ対応指示を行うとともに、最終的に取締役会へ経緯を報告しています。当該相談窓口については、全社員に周知徹底を図っています。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

1. 情報開示の充実

当社の情報開示の対応は以下のとおりです。

- ① 経営理念や経営戦略については、当社ウェブサイトなどに開示しております。
- ② コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当ガイドラインを策定しております。
- ③ 中長期的なグループ企業の企業価値向上を念頭に、役員の役割・責任に応じた報酬水準を設定しており、この方針に従い取締役、または監査役にて協議の上決定しております。
- ④ 経営陣幹部の選任、取締役、監査役候補の指名については、知識・経験・能力のバランスを考慮し、取締役については的確な意思決定ができるよう、監査役については経営全般について客観的に監査ができるよう、総合的に判断し、取締役会で決議しております。
- ⑤ 社外取締役、社外監査役の選任・指名理由については、株主総会招集通知にて開示しております。また、社外以外の取締役等については、今後開示いたします。

また、海外投資家等の比率も踏まえ、必要があれば、英語での情報の開示・提供を進めます。

2. 外部会計監査人

監査役会は、外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定をおこなうとともに、外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認を行います。また、取締役会及び監査役会は、高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保し、外部会計監査人から経営陣幹部へのアクセス（面談等）を確保するとともに、外部会計監査人と監査役、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保につとめ、外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立に努めます。

第5章 取締役会等の責務

1. 取締役会の役割・責務（1）

取締役会、経営会議、取締役、経営幹部などの機能について、決裁権限基準を定めており、その役割・責務を明確にしています。特に、経営会議については、執行の最高意思決定機関として定め、審議、報告すべきことを規定して、取締役会が監督機関として機能するよう、監督、執行の分離を図っています。今後、委任の範囲について、その概要を開示していきます。

当社は、中期経営計画を策定し、毎年見直しを行うこととし、変更が生じた場合はその内容について、開示を行ってまいります。

また、経営理念や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画について適切に策定することとします。

2. 取締役会の役割・責務 (2)

当社は、経営陣幹部からの提案を経営会議で審議し、その内の重要事項については取締役会で審議することとしています。

また、経営陣の報酬については、今後インセンティブ付けを行うよう前向きに検討いたします。

3. 取締役会の役割・責務 (3)

経営陣幹部の異動に関しては、代表取締役による提案に基づき、取締役会において選任および解任されます。

また、「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を制定し、コンプライアンスの管理およびリスク管理に取り組んでおります。

4. 監査役及び監査役会の役割・責務

当社は、現在4名の監査役（全員社外監査役）で構成されており、監査役会による経営監視・監督体制の強化を進めています。社外監査役については、弁護士、税理士、企業経営の経験者等、異なる分野で高い専門知識と豊富な経験を有している者を選任しており、当該知識や経験を活かして取締役会において意見を述べています。

5. 取締役・監査役等の受託者責任

当社は、株主からの受託者責任を果たすため、情報開示を重要な課題と捉えており、情報開示や対話を通じて、各ステークホルダーが必要とする情報の提供を積極的に行います。

6. 経営の監督と執行

当社は、非業務執行の社外取締役を1名選任しており、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を述べることで、経営監督の実効性を確保していますが、1名の増員を前向きに検討します。

7. 独立社外取締役の役割・責務

当社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図ることとします。

- ① 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点からの助言を行うこと
- ② 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- ③ 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- ④ 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

8. 独立社外取締役の有効な活用

独立社外取締役は現在1名ですが、監査役4名は全員独立社外監査役であり、中長期的な企業価値の向上のために取締役会に同席して意見を述べるなど、執行に対する監督機能を強化しております。

今後、独立社外取締役が2名以上となるよう検討してまいります。

9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性の判断基準を策定しており、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

10. 任意の仕組みの活用

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会を設置し、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得る方向で検討します。

11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社は、現在取締役7名、監査役4名、計11名（内5名が独立社外取締役、独立社外監査役）ですが、会社規模に鑑みこの程度が適正と考えております。取締役は、各々専門性を持ち、担当事業分野に精通した者であり、内5名は他業種での就業経験を有するなど、多様な知識・経験・能力を有しています。今後、方針と手続きを定め、以上の諸点を総合的に判断したうえで選任してまいります。

当社では取締役、監査役で他の上場会社の役員を兼任している者はありません。また、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を振り向けられるように取締役会を運営しております。

各取締役については、自己評価を踏まえ、報酬検討などにおいて客観的な評価に努めており、取締役会全体の実効性については、分析・評価を実施し、今後開示してまいります。

12. 取締役会における審議の活性化

当社は、事前に準備出来る取締役会資料は、出席者に配布します。

年間の取締役会開催日程については、事業年度開始前に取締役及び監査役へ通知されています。予想される審議事項についても、予め取締役会開催通知を送付しています。審議項目数と開催頻度は、適切な範囲内で設定しています。また、審議項目を十分に審議できる時間を確保しています。

13. 情報入手と支援体制

取締役・監査役が追加的に必要と判断した情報については、関連する部門から速やかに情報や資料を提供することとしています。

取締役・監査役が、業務遂行上、弁護士等、第三者の助言を得た際に生じる費用負担については、会社で負担いたします。

監査室における監査結果は代表取締役社長や監査役へ報告されており、問題点等がある場合は、改善指示がなされています。

1 4. 取締役・監査役のトレーニング

取締役・監査役が必要に応じて、各種研修会などに参加できるようトレーニングの環境を整えるとともに、専門誌の購読などにより、専門性の向上を図っています。

第6章 株主との対話

1. 株主との建設的な対話に関する方針

I R担当部署として経営企画部を設け、体制整備を行っています。

株主の希望や面談を行う株主の所有株式数に応じて、社長やI R担当取締役が面談に対応します。

また、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、投資家向けI Rを更に充実させ、ホームページや事業報告書などの内容を改善し、決算発表付属の説明資料を新たに開示するなどして、株主との建設的な対話を促進していきます。

また、四半期ごとに株主名簿上の株主構造を把握するとともに、必要に応じて、実質株主調査の実施を検討します。

2. 経営戦略や経営計画の策定・公表

当社では、中期経営計画を策定し、開示するとともに、目標達成に向けた具体的な施策を説明することとします。

また、中期経営計画は、毎年見直しを図り、変更が生じた際は、改めて開示することとします。

付 則

本コーポレートガバナンスガイドラインの制定・改正・廃止は、取締役会の決議によって行います。